

令和6年発生災害に伴う特例措置について

令和6年発生災害による災害復旧工事(以下「令和6年災害復旧工事」という)を相当量発注する見込みであることから、下記のとおり特例措置を実施します。

特例措置の内容

1 現場代理人の兼任

- 1 次に掲げる要件を全て満たす工事について、合計4件まで現場代理人の兼任を認めることとする。
 - (1) 兼任に係る工事が大分市の令和6年災害復旧工事であること。
 - (2) 兼任を認める令和6年災害復旧工事が「大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領」に定める同一ブロック内、又は、それぞれの工事現場が直線距離で10キロメートル以内であること。
 - (3) 当該現場代理人が当該工事以外の工事で建設業法第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、令和6年災害復旧工事以外の本市及び大分市上下水道局の発注工事(以下「通常工事」という)を受注している、又は、受注する場合については当該通常工事を含め4件(請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。))が500万円未満の工事を3件兼任している又は兼任する場合は5件)までとする。
- 3 現場代理人を兼任しようとする場合は、受注者は、次に掲げる手続を行うこと。
 - (1) 現場代理人等通知書又は現場代理人等変更通知書と同時に、現場代理人兼務届(災害復旧工事用)に所定の事項を記入し、契約監理課へ提出する。
 - (2) 兼任する他の工事についても、現場代理人兼務届(災害復旧工事用)に所定の事項を記入し、契約監理課へ提出する。
 - (3) それぞれの工事担当者に、現場代理人を兼任する旨を書面により報告する。
- 4 工事の施工管理については、次の各号を遵守すること。
 - (1) 現場代理人は、常に工事担当者と連絡がとれる体制を確保すること。
 - (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に常駐することとし、工事の運営及び取締りを徹底すること。
 - (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、代行者を配置し、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。また、代行者を施工計画書に記載すること。
- 5 現場代理人兼務届(災害復旧工事用)を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、新たに現場代理人を配置しなければならない。
 - (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼任を

継続することが不相当と認められる場合。

- (2) 条件を偽り又はその他の不正な手段により兼任を行った場合。

6 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼任配置したことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 受注者は、兼任配置の工事において、工期内の履行に努めること。

2 配置技術者の雇用関係

- 1 専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係について、契約日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とする。

特例措置の適用時期

令和7年2月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用する。